

(仮称) 滋賀県が締結する契約に関する条例イメージ案に対する庁内照会結果 取りまとめ (案)

No	箇所	意見の内容(概要)	対応案等
1	条例制定を必要とする背景・理由を記載する項目の追加	契約事務に関しては、地方自治法や滋賀県財務規則で取扱いが定められている中で、今般、条例制定が検討されていることについては、条例制定を必要とする県としての契約事務に関する課題認識があると考えます。 全職員に関係するものであるため、条例制定の必要性が分かるよう、背景・理由も適切に説明する資料としていただくとよいと考えます。	条例制定の必要性等を共有することは重要であると考えます。 今後の資料等においては適切に説明していきたい。
2	全体	検討にあたっては、地方公共団体が行う補助金の交付決定は契約行為とみなされるほか、県と職員との関係性についても雇用契約とみなす説も存在することから、これらについても条例の対象となり得ることに留意されたい。 また、県の財産処分についても条例の対象となることからこれについても留意されたい。	条例の対象とする契約の範囲については、定義を定める。 なお、補助金の交付決定、雇用契約、県の財産の処分は、いずれも条例の対象とはならないと考える。
3	全般	県の契約に係る現状の課題や条例の必要性を追加したほうがいい。	条例に記載することは難しいと考えるが、今後の説明や資料等においては、理解を得られるよう意識してまいりたい。
4	条例の目的	ここに記されている基本理念等は、公契約の在り方として当然であり、すでに取り組みられているものと判断されるが、あえて条例化することによって、現状のどのような課題を解消しようとしているのか？もしくは契約の在り方をどのように変えていきたいと考えているのか？庁内で共有できるよう説明が必要と考えます。	条例の制定により、対内的には県の契約に関する取組が体系的に整理され、庁内の連携を強化し、バランスよく着実に取組を推進することができることを目指している。 条例制定の必要性等を庁内で共有できるよう、引き続き適切に説明していきたい。
5	関係者の責務 県の契約の相手方等	「②県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努める」とありますが、具体的な内容が不明瞭ではないかと考えます。	条例の全体および取組方針等によって明らかになるものと考えます。
6	関係者の責務 県の契約の相手方等	条例の対象として、借地契約等も含まれるのであれば、条例イメージ案にある契約相手方に責務は過剰。条例の対象とする契約を限定するか、借地等の県の施策に協力いただいている契約については、責務ではなく、双方の適正な履行程度とすべきではないか。	条例の対象とする契約の範囲については、定義を定める。 なお、借地契約等は条例の対象とはならないと考える。
7	基本理念	基本理念にある「公平性・経済性・競争性の確保」と「地域経済の活性化」については、場合によりトレードオフの関係となる。「バランスよく」の軽重判断が庁内である程度揃っていないと、契約現場で紛争が生じる懸念がある。これを防ぐためには、判断指針の明確化が必要であり、条例規則もしくは方針において示すべきである。	基本理念はそれぞれ、トレードオフの関係となることがあり、そのバランスをとることが肝要である。 判断の基準を分かりやすく示すことは必要なことであると考えており、具体的な取組において検討してまいりたい。

No	箇所	意見の内容(概要)	対応案等
8	基本理念 (1) 公正性・経済性・競争性の確保	・「経済性」は不要と考えます。 公正・競争性は入れて当然ですが、経済性は契約には一致しないと考えます。	最小の経費で最大の効果を挙げることを指して「経済性」と表現している。 条文においては、「経済性」という文言は使用しない見込みである。
9	施策の方向性 適切な仕様書の作成等	県には、適切な仕様書の作成や適切な積算をするための情報・能力が不足している場合がある。相手方に協力義務を課すことは不可能と理解するが、相手方の協力を求めることができる旨、明文化できないか。	相手方の協力を求めることも含めて明文化することは困難と考えるが、契約の相手方等が協力すること自体は責務規定に記載していることから、具体的な取組において、改めて検討したい。
10	施策の方向性 適正な仕様書等の作成等について	「真に正しい仕様書の作成や正しい積算」とあるが、事務遂行上、担保できる状態にするには、契約事務を担当する組織が必要になるのではないかと。(建設工事の積算システムがない単独地方機関や県立学校での、原課執行による修繕工事等の仕様書作成や工事費積算)	体制の整備については、別途検討してまいりたい。
11	施策の方向性 適正な履行の確保	内容が、単に項目名を言い換えただけになっているのではないかと。他の項目同様、ごく簡単で良いのでいかなる「措置を講ずる」のか記載すべきである。	具体的な記載を加える。
12	施策の方向性 地域経済の活性化	政府調達協定(WTO協定)を実施するにあたり定められた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」において、「事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」とされていることから、本条例案の施策の方向性と整合を図るべきではないかと考えます。	法令に反しないことを前提としているが、説明等に当たって留意したい。
13	施策の方向性 地域経済の活性化	地域経済の活性化について、施策の方向性に「県内に事務所または事業所を有する事業者の…」とあるが、本社(本店)を県内に有してなくても、雇用などの面で事務所等があれば理念に沿うという解釈でよいか。その場合、具体的な契約事務において活用する業者リストが、本社の所在地で県内事業者か県外事業者かの整理がされていることと整合しておらず、契約現場で紛争を引き起こす懸念があるため、条例制定を機に、事務所等を県内に有する業者を県内事業者とするリストに整理すべき。	現在、中小企業活性化推進条例においても、「県内に事務所または事業所を有する事業者」と規定しており、入札参加資格者登録においては、県内に本店がある県内事業者のほか、滋賀県との取引の権限を県内の営業所等に委任している県外に本店を有する事業者を準県内事業者とし、その他の県外事業者とは異なる取り扱いをしている。 その取り扱いをどのようにしていくのかということについては、引き続き検討していきたい。
14	施策の方向性 行政目的の実現に向けた県の契約の活用	納税者としての義務を果たす。	納税の義務については、これまでから入札参加資格審査において未納がないことを確認している。 現在、条例に記載する項目は、本県の特徴たる環境に関する項目と、県の契約に従事する労働者に直接関係する項目としており、その他の項目については、取組方針において記載を検討したい。

No	箇所	意見の内容(概要)	対応案等
15	施策の方向性 行政目的の実現に向けた県の契約の活用	(取組の例)に、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「ユニバーサルデザインの推進」を追記	障害を理由とする差別の解消については、これまでから障害者雇用率による加点やナイスハート物品購入制度の推進などに取り組んでいる。 現在、条例に記載する項目の考え方はNo.14のとおりであり、障害を有する方の雇用、働きやすい環境整備については、「多様な人材の活用」に含まれると考えている。 その他の項目や具体的な内容については、取組方針において記載を検討したい。
16	施策の方向性 契約状況の調査および公表	契約状況の調査および公表についても、簡単に具体的な項目を記述してはどうか。	具体的な記載を加える。
17	取組を推進する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージ案に記載されていることは、これまで、地方公共団体として、本県が取り組んできたことであると考えている。 ・行政事務の適法性・能率性の確保を図るものとして監査制度があるが、「取組を推進する仕組み」は、既存の監査制度と二重の機能を有することになると考えられる。 ・こうしたことは、「県庁における健康経営計画」に基づき、生産性の高い働き方の実現に向けて、事務の簡素化や効率化に取り組んでいることに逆行するものではないか。 	県の契約は1,000億円を超える規模があり、適正に執行するほか、地域経済の活性化や社会的価値に実現など、様々な効果を発揮することが求められている。 そうした県の契約に係る理念に基づく取組をバランスよく推進するための仕組みであり、既存の監査制度と重複するものではないと考える。
18	取組を推進する仕組み	審議会や懇談会で、学識経験者等から意見を聞くだけでなく、事務が適正かつ円滑に行われるような仕組みづくり(執行体制や支援体制の整備)についても明確化されたい。	事務が適正かつ円滑に行われるような仕組みづくりについては、重要であると考えている。 条例に記載するのか、推進するために必要な取組として取組方針に記載するか、検討したい。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な仕様書等の作成 ・取組方針 ・取組を推進する仕組み 	適切な仕様や積算、それに伴う適切な検査といった基準等の策定等の難しい案件への対応や、契約事務の基本的な取り組み方針の策定など、県が締結する契約に関する重要な取り組みを推進する仕組みについては、諮問機関とする必要があるのではないかと考える。 結果的に条例の立法事実の補強にもなると考える。	取組を推進する仕組みとしては、諮問機関となり得る審議会を設置する方向で検討を進める。
20	取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当条例に基づき策定される取組方針とは、県の契約に関する具体的な取組について策定するものとのことであるが、どのようなものか。 ・「県庁における健康経営計画」に基づき、事務の簡素化や効率化に取り組んでいるところであるが、入札や契約に係る各種制度がある中で、当取組方針により、職員の事務にどのような影響があるか、具体的なイメージを示されたい。 	取組方針については、今後、全庁的な意見を聴きながら策定しようとするものであり、具体的なイメージを示しながら検討していきたい。